

標準型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、標準型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月）（令和 5 年 3 月一部改定）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和 7 年 4 月）」に準拠）に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和 7 年 5 月 27 日

西北県土整備事務所長 村田 尚樹

記

1. 業務概要

（1）業務名

繰委第 5721 号 山田川治水計画検討業務委託

（2）業務目的

本業務は、近年の気候変動によって豪雨災害が頻発化・激甚化する中、一級河川岩木川水系山田川の未改修区間（三ツ館橋～狄ヶ館溜池）における課題を抽出し、今後のハード・ソフト両面の治水対策を検討する上での調査・検討・設計項目をとりまとめるものである。

（3）検討する上での特記事項

ア令和 4 年 8 月の豪雨災害で、山田川中流部の田光沼が破堤。

イ山田川上流部には、狄ヶ館溜池、小戸六溜池、新小戸六ダム（農林水産部管理）が位置する。

ウ山田川の縦断勾配（1/4,000～1/20,000）とはん濫原勾配が著しく緩い。

エ出水（融雪含む）時、堤内地盤より外水位が高い

オその他、参考図面参照

（4）想定される業務内容（参考）

ア現地調査

イ資料収集（打合せ含む）

ウ調査・検討項目のとりまとめ

エ設計方針の検討（業務仕様書、概算事業費の算出含む）

オ報告書作成

2. 業務量の目安

本業務の業務量は、6,000,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。

3. 履行期限

契約締結の翌日（令和 7 年 7 月下旬予定）～令和 7 年 11 月 20 日

4. 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- （２）青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （３）青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業務について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （５）日本国内に、本店を有していること。
- （６）青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、受けていない者であること。
- （７）所定の期限までに参加の確認を行ったものであること。

5. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- （１）技術力評価：企業評価
同種業務の実績（件数）、業務成績、地域精通度 等
- （２）技術力評価：技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

6. 技術提案書を特定するための評価基準

- （１）技術力評価：配置技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等
- （２）実施方針・実施フロー・工程表・その他
業務理解度・実施手順

- (3) 特定テーマに対する技術提案
的確性、実現性、独創性

7. 手続等

- (1) 担当部局

〒037-0046 青森県五所川原市字栄町 10
青森県西北県土整備事務所 河川砂防施設課
T E L : 0173-35-2107 (直通)
F A X : 0173-35-9114
e-mail : GO-KEND0@pref.aomori.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 5 月 27 日から令和 7 年 6 月 5 日まで青森県西北県土整備事務所ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト上で交付する。

- (3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和 7 年 6 月 6 日 午後 5 時まで

提出は、上記日時までに 1 部、河川砂防施設課担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

- (4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和 7 年 6 月 26 日 午後 5 時まで

提出は、上記日時までに 1 部、河川砂防施設課担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の 10 分の 1 (500 万円以下の場合は、100 分の 5) 以上の額。
ただし、青森県財務規則第 159 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 7. (1) に同じ。
- (5) 詳細は、説明書による。